

## 低入札価格調査書類の提出にあたっての留意事項

低入札価格調査の対象となる入札において、調査基準価格を下回る価格で入札した結果、調査対象となった入札者（以下「調査対象入札者」という。）は、下記作成要領に従って各様式を作成し期限までに提出するとともに、適宜事情聴取を受ける場合があります。事情聴取の日時及び場所は、調査対象入札者へ追って通知します。

調査対象入札者が指示に従わない場合及び虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、当該入札を無効とするとともに、不誠実な行為として指名停止となります。

低入札価格調査の対象となる入札に参加するにあたっては、調査対象入札者となることを想定して、提出する書類を速やかに用意できるように準備しておいてください。

### 作成要領（各様式共通）

- 1 調査対象入札者は、天津市低入札価格調査実施要領第10条に定める期日までに、各様式及び添付資料を提出しなければならない。
- 2 調査対象入札者は、各様式に記載した内容を立証するため、様式ごとに提出すべき添付資料のほか、調査対象入札者が必要と認める添付資料を提出することができる。（この場合、任意の添付資料である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
- 3 入札執行者は、発注者の単価に比して低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、様式ごとに提出すべき添付資料以外にも、調査対象入札者によって契約の内容に適合した履行がされない恐れがないことを判断するために、別途の説明資料の提出を求めることができる。
- 4 提出期限以降の提出資料の再提出・差し替え等は認めない。

### 様式1 低入札価格調査報告書（表紙）

#### 記載要領

- 1 本様式は、低入札価格調査書類を提出する際の表紙となるものであることから、提出すべき各様式、添付資料及び調査対象入札者が必要と認める添付資料について、提出書類欄に全て記載する。

### 様式2 低入札価格の理由書

#### 記載要領

- 1 当該価格で入札した理由を、労務費、手持工事の状況、契約対象工事現場と調査対象入札者の事務所・倉庫等との関係、手持資材の状況、手持機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
- 2 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の各費目別に、入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、理由ごとに、その根拠となるべき様式3-1以下の様

式の番号を付記する。(様式によっては、入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付資料において計数的説明を行うものとする。)

- 3 なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。
- 4 見積の内容に沿って、当該価格で入札できた理由を具体的に記載すること。  
(具体的な理由が、様式3-1、3-2、3-3積算内訳書の内容と整合していること。)

### **様式3-1 積算内訳書**

#### **記載要領**

- 1 金抜き設計書(入札時参考図書)に対応する内訳書とする。また、各工事区分、工種、種別等の区分別の費用内訳が分かる明細とすること。ただし、内訳書の構成について発注者の指示がある場合は、その指示に基づき作成すること。
- 2 各様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とすること。
- 3 契約対象工事の施工に当たって必要となる全ての費用を計上すること。
- 4 内訳書には、下請を予定している金額及び自社で実施する予定の金額との区分を明らかにすること。
- 5 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者(調査対象入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。)等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は、原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
- 6 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員(技術者等)及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないこと。
- 7 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費等を適切に計上すること。  
このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員である交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とすること。
- 8 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費等を適切に計上すること。
- 9 工事の施工に必要な費用の対応関係が不明確な「値引き」「調整費」「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないこと。

#### **添付資料**

- 1 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員である交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し等を添付すること。
- 2 上記1の添付資料のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの(取

引実績や購入原価等に裏付けられたもの)を別に添付すること。ただし、以下の様式及び添付資料によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式に添付を要しない。

(注)本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

### **様式3-2 内訳書に対する明細書**

#### **記載要領**

- 1 本様式は、様式3-1に対する明細を記載すること。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。
- 2 単価算出根拠となる代価表(単価表)についても併せて提出すること。
- 3 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成すること。

(注)本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

### **様式3-3 一般管理費等の内訳書**

#### **記載要領**

- 1 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載すること。
- 2 本様式には、少なくとも法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示すること。

### **様式3-4 労務単価一覧表**

#### **記載要領**

- 1 様式3-1、3-2、3-3の内訳書作成の積算根拠となる、労務単価を職種別に全て記載すること。また、「職種」の名称は、様式3-1、3-2、3-3の内訳書と整合を図ること。

### **様式4 下請予定業者等一覧表**

#### **記載要領**

- 1 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について、会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用する自社保有の資機材や労務者についても記載すること。
- 2 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載すること。

- 3 使用を予定する手持資材については様式8-1、購入予定の資材については様式8-2、使用を予定する手持機械については様式9-1、直接リースを受ける予定の機械については様式9-2、確保しようとする労務者については様式10-1に対応した内容とすること。

#### **添付資料**

- 1 本様式に記載した全ての下請予定業者について、その見積書（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付すること。
- 2 上記1の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

#### **様式5 配置予定技術者名簿**

#### **記載要領**

- 1 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載すること。
- 2 入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を増員して現場に配置することとなる場合は、その者についても記載すること。

#### **添付資料**

- 1 本様式に記載した技術者等が、自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付すること。
- 2 本様式に記載した技術者等が、必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付すること。

#### **様式6-1 手持工事の状況（対象工事現場付近）**

#### **記載要領**

- 1 本様式は、契約対象工事現場付近（半径5km程度）の手持工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持工事を記載すること。
- 2 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄については、当該手持工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにすること。

### **添付資料**

- 1 本様式に記載した手持工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付すること。地図の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにすること。
- 2 当該手持工事に関する契約書等の写しを添付すること。

### **様式6-2 手持工事の状況（対象工事関連）**

#### **記載要領**

- 1 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持工事のうち、契約対象工事の工事費縮減に寄与するものに限り、当該手持工事ごとに作成すること。
- 2 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄については、当該手持工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにすること。

#### **添付資料**

- 1 当該手持工事に関する契約書等の写しを添付すること。

### **様式7 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係**

#### **記載要領**

- 1 本様式は、調査対象入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費縮減に寄与するものについて作成すること。
- 2 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにすること。

#### **添付資料**

- 1 本様式に記載した調査対象入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付すること。地図の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにすること。
- 2 本様式に記載した調査対象入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付すること。

### **様式8-1 手持資材の状況**

#### **記載要領**

- 1 本様式は、契約対象工事で使用予定の手持資材について記載すること。

- 2 「単価（原価）」の欄には、手持資材の原価を記載すること。  
例えば、使い切りの資材等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載すること。
- 3 「調達先（時期）」の欄には、手持資材を調達した際の調達先とその時期を記載すること。

#### **添付資料**

- 1 本様式に記載した手持資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を、当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付して、その付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付すること。
- 2 本様式に記載した手持資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付すること。

### **様式 8 - 2 資材購入予定先一覧**

#### **記載要領**

- 1 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等、合理的かつ現実的な金額を記載すること。
- 2 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、調査対象入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同属会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載すること。
- 3 手持資材以外で自社製資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取り引きした際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載すること。

#### **添付資料**

- 1 購入予定業者が発行した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価等、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付すること。
- 2 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付すること。
- 3 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることが確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取り引きした際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）等の本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し及び原価計算書等を添付すること。

## 様式 9-1 手持機械の状況

### 記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持機械について記載すること。
- 2 「単価（原価）」の欄は、手持機械の使用に伴う原価を記載する。  
例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載すること。

### 添付資料

- 1 本様式に記載した手持機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付して、その付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。）を添付すること。
- 2 過去1年間の稼働状況等、本様式に記載した手持機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付すること。
- 3 本様式に記載した手持機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書等、手持機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取引時期、取得価格、評価額等の明細が明らかされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付すること。

## 様式 9-2 機械リース元一覧

### 記載要領

- 1 本様式は、調査対象入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成すること。
- 2 「単価」欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等、合理的かつ現実的な金額を記載すること。
- 3 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、調査対象入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同属会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載すること。
- 4 手持機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」欄に、自社の機械リース部門が第三者と取り引きした際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。いずれも過去1年以内のものに限る。）等、合理的かつ現実的な額を、「リース元名」欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載すること。

## 添付資料

- 1 機械リース予定業者が発行した見積書及びその予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価等、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付すること。
- 2 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付すること。
- 3 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取り引きした際の実績額又は原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）等、本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付すること。

## **様式10-1 労務者の確保計画**

### 記載要領

- 1 自社労務者と下請労務者を区別し、自社労務者については労務単価、員数ともに括弧内に内書きすること。
- 2 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載すること。自社労務者に係る労務単価については、当該自社労務者に支払う予定賃金額を記載すること。
- 3 「員数」欄には、使用する労務者の延べ人数を記載すること。
- 4 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、調査対象入札者と当該下請会社との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載すること。

### 添付資料

- 1 本様式には記載した自社労務者が自社社員であることを証明する健康保険証等の写し及び過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付すること。
- 2 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付すること。
- 3 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出すること。

## **様式10-2 職種別労務者配置計画**

### 記載要領

- 1 本様式には、様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載すること。
- 2 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の51職種



のうち必要な職種について記載すること。

#### **添付資料**

- 1 本様式に記載した、自社労務者の職種別の配置計画書を添付すること。

### **様式 1 1 建設副産物の搬出地**

#### **記載要領**

- 1 契約対象工事で発生する全ての建設副産物について記載すること。
- 2 「受入価格」の欄には、建設副産物の受入予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入実績に限る。）のある単価以上の金額等、合理的かつ現実的な金額を記載すること。

#### **添付資料**

- 1 受入予定会社が作成した受入承諾書を添付すること。
- 2 受入予定会社が発行した見積書及びその受入予定会社の取引実績（過去1年以内の受入実績に限る。）のある単価等、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付すること。

### **様式 1 2 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書**

#### **記載要領**

- 1 本様式は、様式 1 1 に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、調査対象入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
- 2 「運搬予定者」の欄には、調査対象入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載すること。
- 3 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けること。
- 4 様式 1 1 に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入予定箇所又は工事理由」の欄には、様式 1 1 に記載した建設副産物の受入予定箇所を記載すること。
- 5 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載すること。
- 6 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載すること。
- 7 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、調査対象入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と

締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取り引きした実績（過去1年以内の受入実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載すること。

#### **添付資料**

- 1 建設副産物の種類及び受入予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付すること。
- 2 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付すること。
- 3 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付すること。
- 4 本様式に記載の運搬予定者が発行した見積書及び運搬予定者の取引実績（過去1年以内の受入実績に限る。）のある単価など、見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付すること。

#### **様式13-1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）**

#### **記載要領**

- 1 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式13-2で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載すること。
- 2 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式3-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれかに計上しているかを記載すること。
- 3 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載すること。

#### **添付資料**

- 1 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、調査対象入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式3-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付すること。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価等、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付すること。

- 2 本様式の「諸費用」及び「技術者単価」の欄に記載された金額を、調査対象入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付すること。

本様式の「諸費用」及び「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場

合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付すること（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない）。

### **様式13-2 品質確保体制（品質管理計画書）**

#### **記載要領**

- 1 本様式は、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載すること。
- 2 「諸費用」欄は、「品質管理項目」欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用総額を、「計上した工種等」欄には、様式3-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載すること。

#### **添付資料**

- 1 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、調査対象入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に該当金額が計上されているかが様式3-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付すること。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積書のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価等、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付すること。

### **様式13-3 品質確保体制（出来形管理計画書）**

#### **記載要領**

- 1 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載すること。
- 2 「諸費用」欄には、「出来形管理項目」欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」欄には様式3-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載すること。

#### **添付資料**

- 1 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、調査対象入札者（元請）が負担する場

合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式3-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積額を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価等、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付すること。

#### **様式14-1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）**

##### **記載要領**

- 1 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載すること。
- 2 「諸費用」欄は、「実施内容」欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合、「見込額」欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」欄には、様式3-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載すること。

##### **添付様式**

- 1 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、調査対象入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式3-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付すること。  
また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積額を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価等、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付すること。

#### **様式14-2 安全衛生管理体制（点検計画）**

##### **記載要領**

- 1 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載すること。
- 2 「諸費用」欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」欄には様式3-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載すること。

- 3 「諸費用」の「技術者単価」欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載すること。

#### **添付資料**

- 1 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、調査対象入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式3-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付すること。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価等、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付すること。

- 2 本様式の「諸費用」の「技術者単価」欄に記載された金額を、調査対象入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付すること。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付すること（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでもでも差し支えない。）

#### **様式14-3 安全衛生管理体制（仮設置計画）**

#### **記載要領**

- 1 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載すること。
- 2 「設置費用」欄には、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」欄には様式3-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載すること。
- 3 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」欄を二段書きとすること。

#### **添付資料**

- 1 本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、調査対象入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」欄に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式3-2に明示されていないときは、「計上した工種等」欄に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付すること。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付すること。

#### **様式14-4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）**

##### **記載要領**

- 1 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を調査対象入札者（元請）が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれの場合についても作成すること。
- 2 「単価」欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載すること。  
自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を括弧内に外書きすること。
- 3 「員数」欄には、配置する交通誘導員の人数を記載すること。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を括弧内に外書きすること。

##### **添付資料**

- 1 交通誘導員の派遣を受ける場合にあつては、派遣予定会社が発行した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付すること。
- 2 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあつては、その者が自社社員であることを証明する書面及び給与の過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付すること。
- 3 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付すること。

#### **様式15 施工体制台帳**

##### **記載要領**

- 1 別紙様式のとおり。ただし、必要内容が記載されていれば、この様式の限りではない。

##### **添付資料**

- 1 施工体制台帳に添付すべき書類を添付すること。ただし、「発注者との契約書の写し」、「下請負人との契約書の写し」についての添付は不要である。

## 様式 16 過去5年間に於いて施工した同種の公共工事名及び発注者

### 記載要領

- 1 本様式は、過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載すること。  
この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載すること。過去5年間の実績工事数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事実績を記載すること。
- 2 各工事の予定価格、工事成績評定点等を記載すること。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

## 様式 機器単体費 1 他社への製作委託又は購入を予定する機器の一覧

### 記載要領

- 1 「単価」欄には、製作委託又は購入予定業者から機器の調達を受ける際の支払予定金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の取引実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的な金額を記載すること。
- 2 「製造委託又は購入先」の「入札者との関係」欄には、調査対象入札者と製作委託又は購入予定業者との関係を記載すること。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載すること。
- 3 以下の書類を別途提出すること。
  - ① 製作委託又は購入予定業者が発行した見積書及びその予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価等、見積書記載の金額が合理的かつ現実的な金額であることを確認できる契約書等の写しを添付すること。
  - ② 本様式の「製作委託又は購入先」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付すること。

## 様式 機器単体費 2 手持機器の活用を予定する機器の一覧

### 記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持機器について記載すること。
- 2 当該機器を他社から調達した場合は、「調達単価」欄にその調達価格を記載すること。
- 3 当該機器を自社で製作した場合は、「取引実績単価又は工場製作原価」欄に自社が過去1年以内に第三者と取引した実績単価又は取引実績が無い場合はその工場製作原価を記載すること。
- 4 「調達先又は自社製作の別（時期）」欄には、手持機器を調達した場合は調達先とその時期、自社製作の場合はその旨と完成時期を記載すること。
- 5 以下の書類を別途提出すること。
  - ① 本様式に記載した手持機器について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（当該契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該機器固有の特徴が分かる部分（製造番

号等) 付近に貼付して、その付近を撮影したもの及び機器全体が分かるように撮影したものを添付すること。

- ② 「調達単価」、「取引実績単価又は工場製作原価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付すること。

### **様式 機器単体費 3 自社で製作を予定する機器の一覧**

#### **記載要領**

- 1 「取引実績単価」欄には、過去1年以内に自社が第三者と取引した際の実績単価を記載すること。
- 2 「工場製作原価」欄は、当該契約対象工事において新規に制作する場合に適用し、その機器製作原価を記載すること。
- 3 自社が本様式に記載した機器を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績単価(何れも過去1年以内のものに限る。)又は取引実績が無い場合はその工場製作原価等、本様式の「取引実績単価」、「工場製作原価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付すること。

#### **その他資料**

- 1 直前3ヶ年の事業(営業)年度に係る計算書類(決算変更届の財務諸表など)